

# 長野県報

2月12日(火)  
平成14年  
第1327号

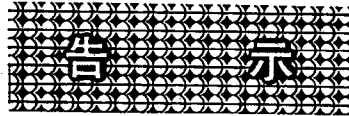
## 目次

### 告示

身体障害者福祉法に基づき医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更	148
身体障害者福祉法に基づく医師の指定	149
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退	150
保安林予定森林	150
都市計画事業の事業計画の変更認可	151
過疎地域活性化特別措置法に基づく公共下水道工事の一部完了	152
過疎地域自立促進特別措置法に基づき長野県が実施する市町村道の改築工事	153
道路の区域変更(3件)	153
道路の供用開始	157
木材業者及び製材業者の登録	159

### 公告

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款変更の認証	85
---------------------------------	----



## ○長野県告示第69号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になった。

平成14年2月12日

長野県知事 田中康夫

氏名	変更前の医療機関の 所在地及び名称	変更後の医療機関の 所在地及び名称
赤平年三	上田市中野29-9 医療法人共和会塩田病院	小県郡丸子町大字生田3752-1 生田耳鼻咽喉科医院
風間淳	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	飯山市飯山226-1 飯山赤十字病院
佐藤圭司	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	松本市平田東3-4-8 佐藤耳鼻咽喉科医院
藤堂祐史郎	佐久市中込3-15-6 医療法人恵仁会くろさわ病院	下伊那郡高森町吉田481-13 長野県厚生農業協同組合連合会 下伊那厚生病院
西村尚志	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
花井徹	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	飯田市八幡町438 飯田市立病院
船瀬芳子	松本市芳川野溝1821 松本中川病院	松本市本庄2-5-1 医療法人慈泉会相澤病院
降旗康敬	松本市芳川村井町1209 国立松本病院	松本市中山951-1 降旗ハートクリニック

障害福祉課

## ○長野県告示第70号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定した。

平成14年2月12日

長野県知事 田中康夫

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
内田信隆	視覚	北佐久郡御代田町大字御代田4107-40 医療法人社団御代田中央記念病院
黒田孝井	肢体不自由 心臓臓器 呼吸器 ぼうこう又は直腸小腸	伊那市大字伊那4906 仁愛病院
林晋一郎	音声・言語 肢体不自由 心臓臓器 呼吸器	南安曇郡豊科町大字豊科5685 豊科赤十字病院
福岡憲昭	音声・言語 肢体不自由 心臓臓器 呼吸器 ぼうこう又は直腸小腸	上水内郡牟礼村大字牟礼2220 公立飯綱病院
前島信也	肢体不自由 小腸	松本市大字寿豊丘811 国立療養所中信松本病院
横田昌	心臓臓器 呼吸器	下伊那郡松川町元大島3159-1 下伊那赤十字病院
横山隆秀	ぼうこう又は直腸小腸	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院
吉村一彦	肢体不自由 心臓臓器 呼吸器	大町市大字大町3130 市立大町総合病院

日野原 陽 一 肢 体 不 自 由  
心 臓

南佐久郡小海町大字豊里80  
小海赤十字病院

障 害 福 祉 課

○長野県告示第71号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条の2第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があった。

平成14年2月12日

長野県知事 田 中 康 夫

氏 名	診療を行う医療機関の 所在地及び名称	辞退年月日	理 由
江 尻 一 郎	木曾郡木曾福島町6613-4 長野県立木曾病院	平成14年1月1日	県外転出
岡 野 康 正	南佐久郡小海町大字豊里80 小海赤十字病院	平成13年11月30日	県外転出

障 害 福 祉 課

○長野県告示第72号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年2月12日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松本市大字中山字寺山3320の8から3320の10まで

## 2 指定の目的

干害の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

## ○長野県告示第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年2月12日

長野県知事 田中康夫

## 1 施行者の名称

明科町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

明科都市計画下水道事業 明科町公共下水道

## 3 事業施行期間

平成5年3月8日から

平成19年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成5年長野県告示第213号、平成9年長野県告示第774号及び平成12年長野県告

示第141号の事業地のうち、長野県東筑摩郡明科町大字東川手地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成5年長野県告示第213号、平成9年長野県告示第774号及び平成12年長野県告示第141号の事業地に、長野県東筑摩郡明科町大字光を加え、大字東川手地内において事業地を変更する。

下水道課

○長野県告示第74号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定により長野県が実施した公共下水道工事の一部を次のとおり完了した。

平成14年2月12日

長野県知事 田中康夫

1 公共下水道の名称

榑川村特定環境保全公共下水道

2 工事の区域又は区間

(1) 幹線管渠

ア 名称

榑川幹線

イ 工事の区間

木曾郡榑川村大字平沢2511番294地先から1634番70地先まで

(2) 終末処理場

ア 名称

榑川浄化センター

イ 工事の区域

木曾郡榑川村大字平沢2511番294

3 工事の内容

幹線管渠（マンホールポンプを除く。）及び終末処理場（修景施設及び管理施設を

除く。)

- 4 工事の一部完了の日  
平成13年11月30日

下水道課

○長野県告示第75号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりである。

平成14年2月12日

長野県知事 田中康夫

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
106号線	下伊那郡阿智村伍和569番の2地先から 下伊那郡阿智村伍和4029番の3地先まで	道路改良	平成14年 2月12日

道路維持課

○長野県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年2月27日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月12日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 299号  
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡八千穂村大字千代里2093番の15地先から 南佐久郡八千穂村大字八郡2049番の865地先まで		旧	5.0~35.0 <sup>m</sup>	1.1990 <sup>km</sup>
			9.5~37.0	0.9000
同	上	新	9.5~37.0	0.9000

- 2(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 299号  
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡八千穂村大字八郡1936番の11地先から 南佐久郡八千穂村大字八郡2946番地先まで		旧	8.2~12.0 <sup>m</sup>	0.4680 <sup>km</sup>
			8.8~30.0	0.4200
同	上	新	8.8~30.0	0.4200

道路維持課

○長野県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年2月27日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月12日

長野県知事 田中康夫



- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菱野筒井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
小諸市乙字五斗蒔527番の1地先から 小諸市甲字町屋敷2964番の3地先まで	旧	4.7~21.5	0.6370
同 上	新	8.9~69.0	1.0570

道路維持課

○長野県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年2月27日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年 2月12日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 403号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
長野市若穂綿内字東古屋8018番の5地先から 長野市若穂綿内字東古屋7967番の1地先まで	旧	6.3~ 9.0	0.1400
同 上	新	6.3~11.5	0.1400

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 長野信州新線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
長野市信更町氷ノ田字天池3016番の1地先から 長野市信更町田野口字西前田884番の5地先まで	旧	9.5~23.0	0.1000
同 上	新	9.5~30.0	0.1000

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 牛島綿内停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
長野市若穂綿内字富士宮8023番の1地先から 長野市若穂綿内字富士宮8029番の1地先まで	旧	8.5~11.0	0.0458
同 上	新	15.4~28.5	0.0424

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 安庭篠ノ井線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
長野市信更町山平林字西桜井1628番地先から 長野市信更町山平林字西桜井1627番の1地先まで	旧	7.8~13.4	0.0675
同 上	新	7.8~20.5	0.0675

- 5(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 長野豊野線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
長野市大字三才字大塚2220番の1地先から 長野市大字三才字念仏塚20番の4地先まで	旧	4.5~12.0	0.1288
同 上	新	7.5~14.0	0.1288

- 6(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 川中島停車場線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
長野市大字安茂里字開沖5262番のニ地先から 長野市大字安茂里字開沖5232番の3地先まで	旧	13.2~15.5	0.1935
同 上	新	13.2~19.4	0.1935

道路維持課

○長野県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年2月27日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月12日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 路線名 403号

(2) 供用を開始する区間

長野市若穂綿内字東古屋8018番の5地先から

長野市若穂綿内字東古屋7967番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年2月12日

2(1) 路線名 長野信州新線

(2) 供用を開始する区間

長野市信更町氷ノ田字天池3016番の1地先から

長野市信更町田野口字西前田884番の5地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年2月12日

3(1) 路線名 牛島綿内停車場線

(2) 供用を開始する区間

長野市若穂綿内字富士宮8023番の1地先から

長野市若穂綿内字富士宮8029番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年2月12日

4(1) 路線名 安庭篠ノ井線

(2) 供用を開始する区間

長野市信更町山平林字西桜井1628番地先から

長野市信更町山平林字西桜井1627番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年2月12日

5(1) 路線名 長野豊野線

(2) 供用を開始する区間

長野市大字三才字大塚2220番の1地先から

長野市大字三才字念仏塚20番の4地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年2月12日

6(1) 路線名 川中島停車場線

(2) 供用を開始する区間

長野市大字安茂里字開沖5262番のニ地先から

長野市大字安茂里字開沖5232番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年2月12日

道路維持課

○長野県佐久地方事務所告示第1号

長野県木材業者及び製材業者登録条例（昭和28年長野県条例第66号）第6条第1項の規定により、木材業者及び製材業者を次のように登録した。

平成14年2月12日

長野県佐久地方事務所長 井出祐司

登録番号	登録年月日	氏名(又は名称)	住所(又は所在地)	登録別
13-A1-44	平成13.12.7	菊原信雄	南佐久郡南相木村1220	新 規

林業振興課